

2024年度診療報酬改定 検討状況レポート17 —2024年度におけるデータ提出加算の取扱いについて—

2024年4月30日付の厚生労働省保険局医療課よりの事務連絡において、「[2024年度におけるデータ提出加算に係る具体的な手続き等の取扱いについて](#)」が示されました。以下に示す取扱いは、2024年6月1日より適用となります。

■データ提出加算届出の希望病院であり、2024年6月1日時点でDPC対象病院又は準備病院でない場合

届出の流れは下記のとおりです。

①様式40の5届出	・届出先…地方厚生（支）局医療課長⇒厚生労働省保険局医療課長 ・届出期日…2024年5月20日、8月20日、11月20日、2025年2月20日
↓	・届出の翌月から起算して二月分の試行データを作成し、DPC調査事務局へ提出 ・届出が2025年2月20日である場合のみ、2月・3月分の試行データを作成 ・提出用データの作成及び提出方法…調査実施説明資料参照
②試行データ作成・提出	
↓	・保険局医療課にて試行データが適切に作成・提出されていることを確認⇒DPC調査事務局を通じて保険局医療課より担当者へメール送信 ・地方厚生（支）局医療課長等宛にデータ提出実績承認通知⇒当該通知を厚生労働省ホームページへ公表
③データ提出事務連絡受領	
↓	・届出先…地方厚生（支）局 ・入院データのみ提出する場合…データ提出加算1及び3を届出 ・入院データ及び外来データを提出する場合…データ提出加算2及び4を届出
④様式40の7届出	
↓	・算定が開始される月の属する四半期からデータを作成 (様式40の7受理後、DPC調査事務局より本データ作成等に関する案内メール配信) ・DPCの評価・検証等に係る調査（退院患者調査）実施説明資料において指定する期日及び方法により、DPC調査事務局へ提出
⑤本データ作成・提出	

上表⑤に係る本データの作成開始四半期と提出期限は以下のとおりです。（期日について特に記載がないものは全て2024年）

様式40の7 受理日	算定 開始月	本データ作成 開始四半期	本データ提出期限	
			配送の場合	オンラインの場合
～5月31日（金）	6月～	4月、5月	7月22日（月）	7月23日（火） 12時00分00秒まで
～6月3日（月）	6月～	6月～9月分	10月22日（火）	10月23日（水） 12時00分00秒まで
～7月1日（月）	7月～			
～8月1日（木）	8月～			
～9月2日（月）	9月～	10月～12月	2025年 1月22日（水）	2025年1月23日（木） 12時00分00秒まで
～10月1日（火）	10月～			
～11月1日（金）	11月～			
～12月2日（月）	12月～	2025年 1月～3月分	2025年 4月22日（火）	2025年4月23日（水） 12時00分00秒まで
～2025年1月6日（月）	2025年1月～			
～2025年2月3日（月）	2025年2月～			
～2025年3月3日（月）	2025年3月～			

※データの提出（データの再紹介に係る提出も含む）に遅延等が認められた場合、当該月の翌々月においてデータ提出加算を算定できないため注意が必要です。

■データ提出加算届出の希望病院であり、2024年6月1日時点でDPC対象病院又は準備病院である場合

「その他病棟グループ」に係る入院基本料等の届出を行っていないDPC対象病院又はDPC準備病院として提出しているデータの内容と、本データとの内容に相違が生じない場合に限り、様式40の7の届出のみを行うことで当該加算を算定できます。

ただし、様式40の7の届出をする前に様式40の8の届出実績がある病院及び2024年5月31日時点でDPC対象病院又はDPC準備病院であってデータ提出加算の届出を行っていない病院については、前述の手続きに準ずるかたちで以下の手続きが必要となります。

①様式40の5届出	
②データ作成・提出	・通常DPC対象病院又はDPC準備病院として提出しているデータ（全病棟）を作成し、DPC調査事務局へ提出 (このデータを試行データとみなすため、提出期限は通常のスケジュールと同様)
③データ提出実績承認	
④様式40の7届出	・届出を行うことで、データ提出加算を算定可能
⑤データ作成・提出	・届出が受理された月の属する四半期分から その他病棟グループを含めたデータ を作成 ・実施説明資料に指定された期日及び方法によりDPC調査事務局に提出